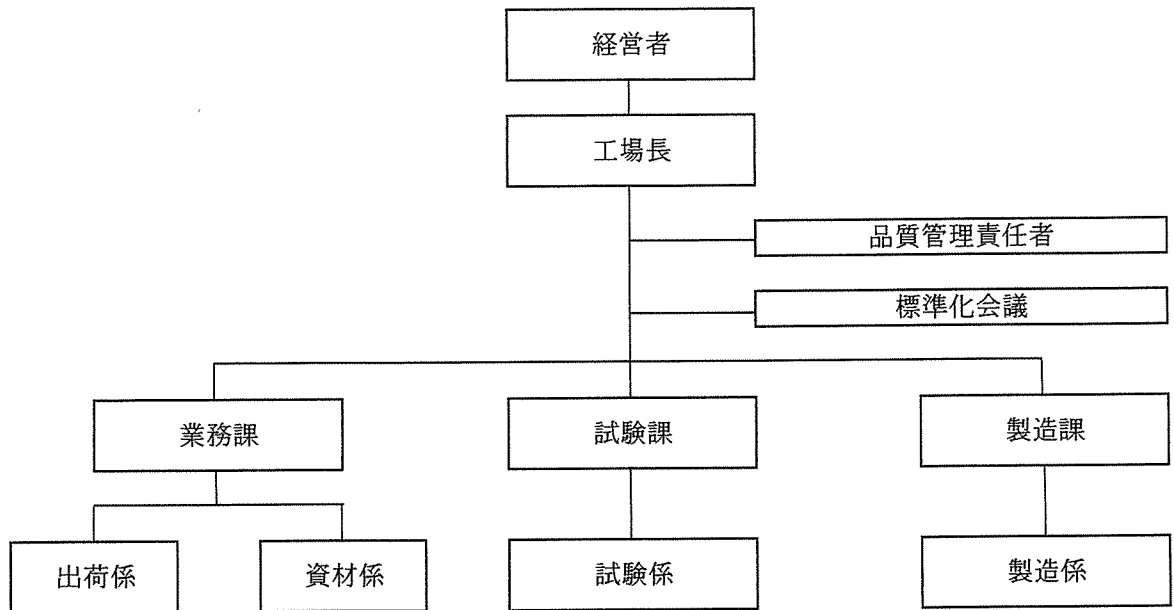


2. 工場の組織図



6. 廃棄物の発生

6.1 廃棄物の区分及び分類

廃棄物とは、占有者が利用し、または他人に有償で売却することができないため不要になったものをいい、次に示す産業廃棄物と一般廃棄物に区分及び分類する。

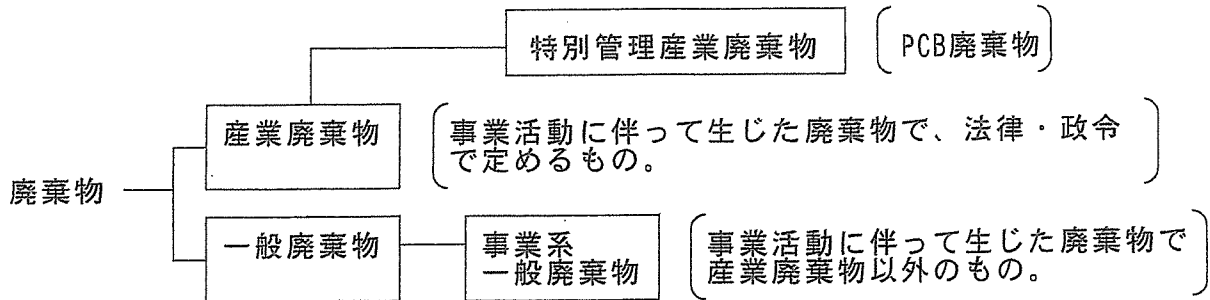


表-9 当事業所の廃棄物の分類

区分	種類	具体的内容
産業廃棄物	安定型産業廃棄物 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	コンクリートくず (テストピース、戻りコンクリート、再利用できない回収骨材) 脱水ケーキ(一軸圧縮強度8N/mm ² 以上のもの)
	金属くず	鉄骨・鉄筋くず、金属加工くず、廃缶類
	廃プラスチック類	廃発泡スチロール、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類
管理型産業廃棄物	汚泥	含水率が高く粒子が微細で泥状のもの (碎石スラッジ、セメントスラッジ、洗車スラッジ等)
	廃油	重機、減速機等の交換廃潤滑油
	廃薬品	硝酸銀、水酸化ナトリウム水溶液、クロム酸カリウム水溶液
特別管理	特定有害 廃ポリ塩化ビフェニル等、廃ポリ塩化ビフェニル汚染物	廃PCBコンテナ、廃PCBトランス、付着物
一般廃棄物	事務所及び運転手控室の不要物	事務所での作業、作業員の飲食等に伴う廃棄物 (コピー用紙等の紙くず、飲料空缶類・弁当がら、作業着等の繊維くず、その他産業廃棄物に含まれないごみ)
水銀使用製品産業廃棄物 (産業廃棄物の処理内容が適用される。産廃の種類ではない。)		水銀電池、空気亜鉛電池、蛍光ランプ、HIDランプ(高輝度放電ランプ)、ガラス製温度計、水銀体温計など

名称	環境側面管理規定	規定番号	ESL-03
		頁数	10 枚中 4 頁

6.2 一般廃棄物の管理

事務所及び運転手控室で使用する物品を廃棄する場合は、つぎの分別回収を行い、契約を取り交わした業者へ依頼し廃棄する。

- ① 燃えるごみ 調理くず、紙くず、ゴム製品、合成皮革、プラスチック類、小さく束ねた小枝
- ② 燃えないごみ 陶器類、小さな電気製品、なべ、やかん、ガラス、スプレー缶
空きペットボトル（スプレー缶は穴をあける）
- ③ 有害ごみ 乾電池、蛍光管、鏡など
- ④ ビン、カン 空きビン、空きカン、空きペットボトル
- ⑤ 粗大ごみ 電化製品、ロッカー、イス、机など

6.3 産業廃棄物の管理

事業所は産業廃棄物の取扱いに関して、次の事項に十分留意し実行する。また、処理基準に従って自ら適正に処理するか、委託基準に従って契約を取り交わした業者へ処理を委託する。

委託する産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載する。

- (1) 産業廃棄物の分別、再生利用等を行うことによって減量化・再資源化に努める。
- (2) 産業廃棄物の発生が少なくなるように製造工程を見直す。
- (3) 製品の製造、販売等に際しては、その製品が廃棄物となった場合の処理が困難にならないよう、自己評価及び適正な処理の方法について情報の提供を行う。
- (4) 産業廃棄物による環境汚染を防止するため、安全性の確認を常に行う。
- (5) 廃棄物の性状や処理方法を把握し、処理計画を作成する。
- (6) 産業廃棄物の処理実績を整理して、記録の保存をする。
- (7) 国及び地方公共団体の施策に協力する。

6.4 廃棄物の処分

(1) 一般廃棄物

事業所から排出される一般廃棄物は以下のとおりの処分を行う。これらの廃棄物の保管についてはそれぞれ指定の保管場所を設定し、識別表示を行い管理する。

- 1) 一般廃棄物の収集・運搬は、一般廃棄物収集・運搬業者に委託し、自治体の終末処理場へ搬入する。
- 2) 業務課は、紙屑・繊維くず・生ゴミの処分を委託した場合は受領書を受け取り保管する。

(2) 産業廃棄物

事業所から排出される産業廃棄物は以下のとおりの処分を行う。これらの廃棄物の保管についてはそれぞれ指定の保管場所を設定し、保管場所の責任者及び必要事項を記入した表示板を設置する。

- 1) 産業廃棄物の処分は産業廃棄物処分業者に委託する。
- 2) 業務課は、産業廃棄物処理を委託する場合は、以下に示す産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する。
 - ① マニフェストは、A・B1・B2・C1・C2・D・E票の7枚複写を使用する。
 - ② 廃棄物の種類ごと及び行き先（処分事業場）ごとにマニフェストを収集運搬業者に交付する。

名称	環境側面管理規定	規定番号	ESL-03
		頁数	10 枚中 5 頁

- ③ 収集運搬業者は、運搬を終了した日から10日以内に、B2票を排出業者に送付する。
- ④ 処分業者は、処分が終了した日から10日以内に、排出業者（当事業所）にD票を、収集運搬業者にC2票を送付する。
- ⑤ E票の送付
 - ア 処分受託者が中間処理産業廃棄物を排出しその処分を委託した場合には、その最終処分を確認した日から10日以内にE票を排出業者（当事業所）に送付する。
 - イ 処分受託者が最終処分を行った場合は、最終処分を行ってから180日以内に票を排出事業者（当事業所）に送付する。
- ⑥ 排出事業者は、マニフェスト交付日から90日以内にB2票及びD票の送付を受けないときは、または180日以内にE票の送付を受けないときは、委託した廃棄物の運搬または処分の状況を把握するとともに、法律に定められた適切な措置を講ずる。
- ⑦ 排出事業者は、収集運搬業者及び処分業者から送付されるA表及びB2・D・E票を5年間保存する。

3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）記載事項

- ① 管理票の交付年月日及び交付番号
- ② 氏名又は名称及び住所
- ③ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ④ 管理票の交付を担当した者の氏名
- ⑤ 運搬又は処分を委託した者の住所
- ⑥ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を委託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- ⑦ 産業廃棄物の荷姿
- ⑧ 当該産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物等が含まれる場合は、その数量
- ⑨ 上記項目で該当しない場合、項目欄に斜線を引く

4) 運搬及び処分の確認

B2票、D票、E票が返送されてきたら、それぞれA票と照合確認し、その日付をA票の照合確認欄に記入する。

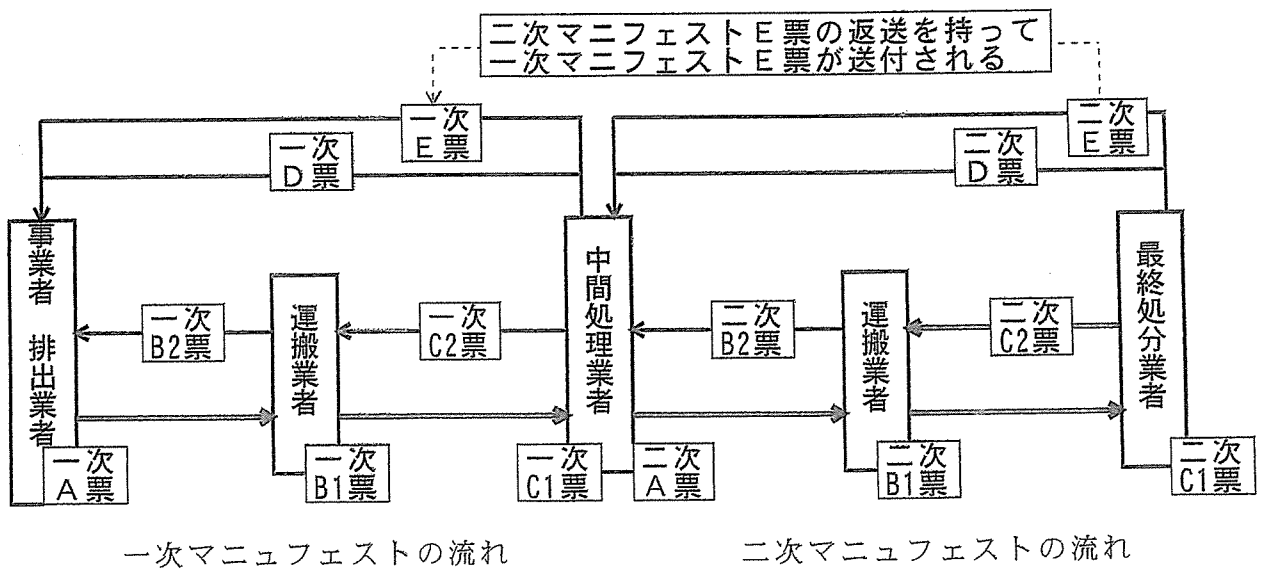


図-2 マニフェストの流れ

名称	環境側面管理規定	規定番号	ESL-03
		頁数	10 枚中 6 頁

(3) 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物）は以下の通り管理する。保管についてはそれぞれ指定の保管場所を設定し、保管場所の責任者及び必須事項を記入した表示板を設置する。

1) 保管及び処分の状況の届出

業務課は、毎年度、そのPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関して都道府県知（保健所を設置する市にあっては、市長。以下同じ）へ届ける。

2) 期間内の処分

事業所は、PCB処理特別措置法の施行日（平成13年7月15日）から平成39年3月31日までに、自ら処分し、又は処分を他人に委託する。

3) 譲渡し及び譲受けの制限

PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けはしない。

4) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

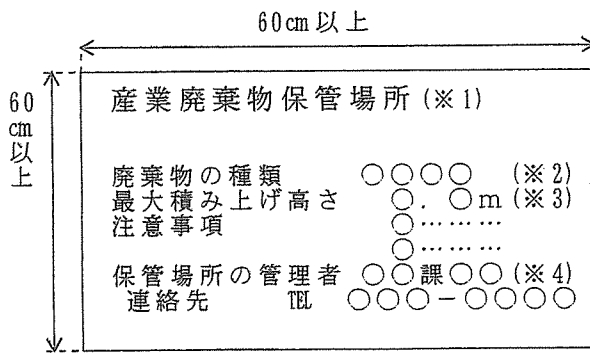
PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者」を設置する。

6.5 産業廃棄物の保管

産業廃棄物を運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管する。

- (1) 保管の場所には、周囲に囲い（囲いに直接加重がかかる場合は構造耐力上安全であるもの。）が設けられ、かつ、見やすい箇所に掲示板を設置する。

【掲示板の例】



- 【注意事項例】
- ・関係者以外の立ち入り禁止
 - ・許可なくして保管容器などの持ち出し禁止
 - ・保管容器は破損しないよう慎重に取り扱うこと
 - ・廃棄物の分別の徹底
 - ・容器等の破損を見つけた場合は連絡先へ

(※1) 特別管理産業廃棄物を保管する場合、“特別管理産業廃棄物保管場所”

(※2) 保管する産業廃棄物の種類

水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合、“水銀使用製品産業廃棄物”

(※3) 屋外で容器を用いない場合

(※4) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

- (2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう次の措置を講じること。

1) 汚水が生じる恐れがある場合は公共の水域及び地下水の汚染を防止するために、排水溝等の設備を設け、底面を不透水性の材料で覆うこと。

2) 屋外で容器を用いずに保管する場合は、図-3に従うこと。